株主各位

神戸市中央区港島6丁目6番2号

株式会社 キムラタン

取締役社長 浅川 岳 彦

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

- 1. 日 時 平成22年6月25日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 神戸市中央区港島南町7丁目1番5号 ニチイ学館神戸ポートアイランドセンター3F大会議室
- 3. 月 的 事 項

- 報告事項 1 第47期(平成21年4月1日から平成22年3月31日ま で)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監 査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第47期(平成21年4月1日から平成22年3月31日ま で)計算書類報告の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提 出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インタ ーネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.kimuratan.co.jp)に 掲載させていただきます。

第47回定時株主総会の結果につきましては、書面による通知はお送り しませんので、ご了承ください。インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kimuratan.co.jp) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)におけるわが 国経済は、一部に緩やかな回復の兆しは見られるものの、アパレル市場におきま しては、厳しい雇用・所得環境などから消費者の生活防衛意識は強く、価格競争 が一段と激しさを増す中、消費者物価は緩やかに下落する厳しい状況にありま した。

このような状況下で、「価値ある製品をお手頃価格で」を基本方針とし、お客様に支持される製品とサービスの提供に注力するとともに、製造原価の低減、粗利重視の店舗運営、大幅なコスト削減施策の実施等による利益改善に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は前年同期比15.9%減の41億80百万円となりましたが、粗利率の改善と販売費及び一般管理費の大幅な削減により、営業利益は13百万円(前年同期に対し4億49百万円の改善)となり、18期ぶりに通期営業黒字を達成することができました。

しかしながら、支払利息その他の財務支出、不採算店舗閉鎖に伴う損失、本社移転に伴う損失等をカバーするには至らず、経常損失は30百万円(前年同期に対し5億25百万円の改善)、当期純損失は74百万円(前年同期に対し8億59百万円の改善)となりました。

ショップ業態につきましては、厳しい市場環境の下、売上が伸びずとも利益を 創出できる体質への変革を目指し、粗利改善に努めるとともに、エリアマネージャー体制の整備、販売員資格制度導入による販売力強化等の施策を実施いたしました。売上高は、既存店ベースで前年同期比13.1%減となり、ショップ業態全体では19.2%減の25億61百万円となりましたが、粗利率は前年同期に対し4.2ポイント改善しショップ業態の利益改善に繋げることができました。

卸業態につきましては、国内の重点得意先との取り組み強化と海外販路の開拓に努めるとともに、残品率の低減に取り組んでまいりました。専門店卸販売は大手専門店との取引拡大とロシアその他の海外市場へ向けた販売が増加いたしましたが、一部の得意先との取引を見直した結果、ほぼ前年横ばいとなりました。GMS卸販売につきましては、重点取り組み先との取引拡大は実現しましたが、総合小売業の衣料品販売が全般的に不調であったことにより、GMS卸全体では減収となりました。その結果、卸業態全体の売上高は前年同期比3.7%減の12億65百万円となりました。

NET業態につきましては、競合サイトの急増、価格競争の激化など、競争が 多様化する中で、新規会員獲得や週単位のプロモーション強化に努めてまいり ました。その結果、売上高は前年同期比4.7%増の2億42百万円となりました。 その他の業態の売上高につきましては、前第1四半期で百貨店業態の販売が終了したことにより、前年同期比56.5%減と大幅な減少となり、1億11百万円となりました。

売上総利益につきましては、売上高の減少に伴い前年同期比7.5%減の20億51 百万円となりましたが、製造原価の低減、ショップ業態における粗利改善重視の 店舗運営、卸業態における残品率の低減等の施策を実施した効果により、利益率 は前年同期に対し45ポイントの改善となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、期首より諸経費削減策を実施してきましたが、下期において一層のコスト削減策として、本部人件費の削減、物流業務の全面的な外部委託による費用の削減、事務所家賃の削減、その他業務委託の見直し等による諸経費削減等に取り組んだ結果、前年同期比23.2%減の20億38百万円となりました。

(注)当社は前事業年度において連結計算書類を作成しておりませんが、比較の 便に資するため、文中の前年同期比は、前事業年度における当社単体ベース の数値との比較を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産4百万円、無形固定資産2百万円で、その主なものは、本社移転に伴う設備の新設とWEB受注システムのソフトウェアの取得であります。

(3) 資金調達等についての状況

平成21年2月3日付開催の取締役会決議により、第三者割当による第7回新株予約権を発行いたしましたが、当事業年度において予約権92個の行使があり、4億37百万円を調達いたしました。調達した資金のうち、1億50百万円を社債の償還に、98百万円を借入金の返済に充当し、残余は運転資金に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが取り組むべき主要な課題を次のとおり認識しております。

① 海外生産に対する一層の取り組み

昨今のアパレル市場は、個人消費の低迷の影響を受けて、デフレが進行しています。このような中で、当社が収益性を向上させていくためには、価値ある製品の開発とともに、製造コストのさらなる低減が急務であると考えております。

また、当社では全体の約80%を中国において生産しております。昨今、経済の急激な発展とともに、中国国内の諸情勢が激変していますが、そのような中で、安定的な供給力を確保することが急務であると考えております。

以上の2点の課題解決のために、中国及びその他の国における優良なメーカー・サプライヤーとの取り組みを一層強化し、製造コストの低減と安定的な

供給源の確保を実現してまいります。

② 追加生産体制の確立

現在、一部の定番商品において、追加生産体制を構築していますが、利益率のさらなる向上に向けて、売れ筋製品の追加生産体制の確立が必要であると認識しております。2010年秋物から、乳児ブランド「クーラクール」において売れ筋追加生産を開始いたしますが、順次、他ブランドにも展開し、機会損失と格下げロスを最小化し、収益性を各段に高めていきたいと考えております。

③ 店頭収益力向上のための取り組み

当期におけるショップ業態は、「粗利改善による収益構造の改革」をテーマに、 売上高の減少を来たしても利益を創出できる体質への変革に取り組んでまいりました。その結果、ショップ業態における粗利率は前年同期に対し4.2ポイント改善し、利益改善に繋げることができました。

次期以降は、この構造改革をより進化させるとともに、収益力の向上・売上の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

その施策として、上記「(月) 追加生産体制の確立」とともに、品揃え面で弱かった男児向け製品として、2010年秋物から男児ブランド「ピッコロ」を投入いたします。

さらに、当期において、販売員資格制度を導入し、販売員としての基本的な育児や商品に関する知識の向上を図ってきましたが、さらに当社ショップの優位性を高めるための教育を実施してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成19年3月期)	第45期 (平成20年3月期)	第46期 (平成21年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成22年3月期)
売 上 高	7,083	6,692	_	_{百万円} 4,180
経常損失	924	1,759	_	30
当期純損失	547	2,521	_	74
1株当たり 当期純損失	1.42	6.38 [™]	_	0.11 円
総 資 産	百万円 5,651	2,806	_	百万円 1,594
純 資 産	3,048	499	_	1,046

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
 - 2. 第44期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3. 第46期は連結計算書類を作成していないため、企業集団の財産及び損益の状況について記載しておりません。

② 当社の財産及び指益の状況

区 分	第44期 (平成19年3月期)	第45期 (平成20年3月期)	第46期 (平成21年3月期)	第47期 (当事業年度) (平成22年3月期)
売 上 高	6,337	百万円 6,368	4,972	_{百万円} 4,180
経常損失	1,010	1,569	555	29
当期純損失	624	2,534	934	74
1株当たり 当期純損失	1.62	6.41 ^H	1.77	0.11
総資産	5,092	百万円 2,806	1,702	百万円 1,594
純 資 産	3,042	499	683	1,046

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
 - 2. 第44期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、ベビー・子供の衣料、服飾関連雑貨製品等の企画、製造及び販売を事業内容としております。

区分	主要品目
アパレル事業	ベビー・子供衣料全般 ベビー・子供服飾雑貨全般 ベビー用寝具、浴用品

(7) 主要な営業所及び工場(平成22年3月31日現在)

当社本社

兵庫県神戸市

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況(平成22年3月31日現在)

使 用 人 数	前期末比増減
270名	_

② 当社の使用人の状況(平成22年3月31日現在)

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
264名	24名減	43歳3ヵ月	13年10ヵ月

(注) 使用人数は、就業人員を記載しており、子会社への出向者6名は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタンリテール	1 百万円	100.0%	当社店舗における 販売業務の受託

(10) 主要な借入先及び借入額(平成22年3月31日現在)

借 入 先	借入額
SBIキャピタルソリューションズ株式会社	112百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成22年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1.000.000.000株

(2) 発行済株式総数 790.012.851株(自己株式80.250株を除く)

(3) 株主数 23,445名

(4) 上位10名の株主

	株主	名		持株数	持株比率
加	藤	勝	\equiv	50,899 千株	6.44
尚	本	武	之	42,120	5.33
株式会	社ウィン	フィール	ド	7,500	0.95
株 式	会 社 S	B I 証	券	4,617	0.58
大	塚 二	美	夫	4,379	0.55
久 保	産業株	式 会	社	4,250	0.54
三	上	貴	子	4,170	0.53
_	條	敏	武	4,100	0.52
近	藤	貴 美	子	3,004	0.38
戸口	田	勝	富	3,000	0.38

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成22年3月31日)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職の状況
浅	Ш	岳	彦	代表取締役社長	
木	村	裕	輔	取締役 業務本部長(兼) 財務経理システム部長	
竹	辺	圭	祐	取締役	
松	本	-	成	常勤監査役	
林		邦	雄	監査役	
軸	丸	欣	哉	監査役	株式会社平和堂社外監査役

- (注) 1. 取締役竹辺圭祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役岡村秀信は、平成21年10月22日付で辞任いたしました。
 - 4. 取締役有隅祐二は、平成21年10月22日付で辞任いたしました。
 - 5. 取締役高田新一は、平成21年10月22日付で辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6名(うち社外1名)	12百万円
監 査 役	3名(うち社外2名)	7百万円
合 計	9名(うち社外3名)	19百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記報酬等のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬等の合計額は3百万円であります。
 - 3. 昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円とすることで決議いただいております。また、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額5百万円とすることで決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役軸丸欣哉氏は、株式会社平和堂の社外監査役であります。株式会社平和堂は、当社の主要な得意先であり、当社製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	竹辺圭祐	就任後に開催された取締役会11回(うち定例取締役会は10回)中11回に出席し、主として経営管理的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	林邦雄	当期開催の取締役会16回(うち定例取締役会は13回)中10回に出席し、主として経営管理的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会10回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
監査役	軸丸欣哉	当期開催の取締役会16回(うち定例取締役会は13回)中13回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会のうち任期中に開催の10回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

③ 責任限定契約の内容

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
1	・ 当事業年度に係る報酬等の額公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18百万円
2	. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 銭その他の財産上の利益の合計額	金 18百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該 契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の有効性・効率性の向上、法令・定款の遵守、財務報告の信頼性確保、 資産の保全の目的を達成するために、締役会において、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- ②取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、会社との取引等については、取締 役会の決議を経なければならない。
- ③監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- ④監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければ ならない。
 - 取締役は、コンプライアンスおよびリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- ⑤前項の目的のために、当社はコンプライアンス室を置く。
- ⑥コンプライアンス室は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- ②取締役は、法令違反行為の予防のために、コンプライアンス室を事務局とする 内部通報制度を設置、活用する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、取締役会規則及び文書保存規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。
- ②前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やか に提出しなければならない。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、 それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、 マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- ②新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に 示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催に

- よる多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を 定める。
- ②採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。

目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社 及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を 行うこととする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。

取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。

- (6) 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正 を確保するための体制
 - ①当社グループは、キムラタングループが目指すべき共通の価値観、行動基準を グループ全体で共有する。
 - ②グループ会社は第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。
 - グループ会社は、当社のコンプライアンス室及び監査役による監査に誠実に 対応しなければならない。
 - ③当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うことと する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項

当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、 担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制
 - ①取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。

コンプライアンス室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施

結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

- ②コンプライアンス室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役 に報告することとする。
- ③取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直 ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。
- ④取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行う こととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、運営会議ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。
- ②監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。
- ③監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。
- ④監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。
- (5)監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科 目	金 額	科目	金額
流動資産	1,386	流動負債	548
現金及び預金	123	支払手形及び買掛金	156
受取手形及び売掛金	620	短期借入金	130
商品及び製品	630	一年内返済予定の 長 期 借 入 金	60
仕 掛 品	4	未 払 金	93
原材料及び貯蔵品	26	未払法人税等	8
その他	14	返品調整引当金	5
貸倒引当金	△33	ポイント引当金	3
固定資産	208	その他	90
有形固定資産	92		
建物及び構築物	7		
機械装置及び運搬具	0	負債合計	548
工具、器具及び備品	84	純資産	の部
無形固定資産	37	株 主 資 本	1,046
ソフトウェア	26	資 本 金	903
その他	10	資本剰余金	221
投資その他の資産	78	利益剰余金	$\triangle 74$
破産更生債権等	421	自己株式	$\triangle 4$
差入保証金	52		1
その他	1		
貸倒引当金	△396	 純資産合計	1,046
資産合計	1,594	負債及び純資産合計	1,594

連結損益計算書

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(単位・日月月)
科	目		金	額
 売 上	高			4,180
- 売 上 原	価			2,132
売 上 総 利	益			2,047
返品調整引当	金戻入	額		9
返品調整引当	金繰入	額		5
差 引 売 上	総利	益		2,051
販売費及び一般管理	費			2,038
営業	利	益		13
営 業 外 収	益			
受 取	利	息	0	
そ の		他	3	3
営 業 外 費	用			
支払	利	息	13	
1 " " "	付	費	15	
	数	料	11	
為 替	差	損	0	
そ の		他	5	47
経常	損	失		△30
	益			
	除	益	18	18
	失			
固定資産	除却	損	12	
店 舗 閉 鎖		失	5	
本 社 移 車		失	14	
長期前払費用			12	
関係会社	整理	損	1	
貸 倒 引 当 金		額	4	
前期損益	修正	損	5	56
税金等調整前当				△68
法人税、住民税			5	
当 期 純	損	失		△74
L				

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

		.LeL.	-2. V/rr		
		株	主資		
項目	資本金	資 本剰余金	利 益剰余金	自己株式	株主 資本 合計
平成21年3月31日残高	11,903	1,611	△12,833	△4	677
事業年度中の変動額					
新株の発行	221	221			442
資本金からその他資本剰余金へ振替	△11,221	11,221			_
資本準備金からその他資本剰余金へ振替		_			_
その他資本剰余金の取り崩しによる欠損填補		△12,833	12,833		_
当期純損失			△74		△74
自己株式の取得				△0	$\triangle 0$
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△10,999	△1,390	12,758	△0	368
平成22年3月31日残高	903	221	△74	△4	1,046

項目	新 株 予約権	純資産合計
平成21年3月31日残高	5	683
事業年度中の変動額		
新株の発行		442
資本金からその他資本剰余金へ振替		_
資本準備金からその他資本剰余金へ振替		_
その他資本剰余金の取り崩しによる欠損填補		_
当期純損失		△74
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)	△5	△5
事業年度中の変動額合計	△5	362
平成22年3月31日残高	_	1,046

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社キムラタンリテール

株式会社キムラタンリテールについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、 当連結会計年度から連結子会社に含めることとしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称 等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であると認められること等から連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に 関する事項

該当事項はありません。

- (5) 開示対象特別目的会社 該当事項はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸 倒 引 当 金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。
- ② 返品調整引当金……販売済商品及び製品の期末日後の返品による損失に備えるため、期末以前2ヵ 月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。
- ③ 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を 計上しております。

(追加情報)

当社は、当期の業績等に鑑み、当下半期(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)を対象期間とする従業員に対する賞与を支給しないことを決定し、従業員より合意を得ました。その結果、計上すべき賞与引当金はありません。

- ④ ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用 発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ② 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- 4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更 該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形	3百万円
売掛金	542百万円
棚卸資産	661百万円
合計	1,206百万円

担保に係る債務

短期借入金 112百万円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 246百万円

3. 保証債務等

受取手形割引高 30百万円

(連結損益計算書に関する注記)

前期損益修正損の内容は、過年度における当社売掛金と得意先の買掛金とに差異が生じたものについて、交渉の結果、当社が負担することとなった額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	560,093,101	230,000,000	_	790,093,101

(注) 増加は、第三者割当による新株予約権の行使によるものであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、借入により資金を調達しております。 受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理ルール に従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

			(単位・日万円)
	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	123	123	_
(2) 受取手形及び売掛金	620	586	△ 33
(3) 破産更生債権等	421	24	△ 396
(4) 支払手形及び買掛金	(156)	(156)	_
(5) 短期借入金	(130)	(130)	_
(6) 未払金	(93)	(93)	_

- (*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (2) 受取手形及び売掛金
 - これらは短期間で決済されますが、一部の売掛先については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。
 - (3) 破産更生債権等
 - これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。
 - (4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(6)未払金
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(開示対象特別目的子会社に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.32円

1 株当たり当期純損失(△) △ 0.11円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月15日

株式会社キムラタン 取締役会御中

神明監查法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表 (平成22年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	1,385	流動負債	548
現金及び預金	122	買 掛 金	156
受 取 手 形	16	短期借入金	112
売 掛 金	604	株主、役員又は従業員 からの短期借入金	18
商品及び製品	630	1年内返済予定の	8
仕 掛 品	4	長 期 借 入 金 株主、役員又は従業員からの	51
原材料及び貯蔵品	26	1年内返済予定の長期借入金 未 払 金	94
前 渡 金	6	未払費用	54
前 払 費 用	1	未払法人税等	
その他	6		8
貸倒引当金	△33	未払事業所税	1
固定資産	209	未払消費税等	25
有形固定資産	92	預り金	8
建物	7	返品調整引当金	5
機械及び装置	0	ポイント引当金	3
車輌運搬具	0	 負 債 合 計	548
工具、器具及び備品	84		の部
無形固定資産	37		о др
商標権	0	株主資本	1,046
ソフトウェア	26	資 本 金	903
電話加入権	10	資本剰余金	221
投資その他の資産	79	資本準備金	221
関係会社株式	1	利益剰余金	△74
破産更生債権等	421	その他利益剰余金	△74
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	— 7.1 △74
差入保証金	52	自己株式	$\triangle 4$
その他	1		△4
貸倒引当金	△396	純資産合計	1,046
資産合計	1,594	負債及び純資産合計	1,594

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から (平成22年3月31日まで)

	(1),0,22,70	T	(半位・日月日)
科目		金	額
 売 上 高			4,180
売 上 原 価			2,132
│ 売 上 総 利 益			2,047
返品調整引当金	戻入額		9
返品調整引当金	繰入額		5
差引売上総	利 益		2,051
販売費及び一般管理費			2,038
営 業 利	益		13
営 業 外 収 益			
受 取 利		0	
その	他	3	3
営 業 外 費 用			
支 払 利		13	
	付 費	15	
借 入 手		11	
為 差		0	
₹ 0	他	5	46
経常損	失		△29
特別利益	A4 A4	1.0	1.0
债 務 免	除益	18	18
特別損失	+11 +12	10	
固定資産除		12 5	
店舗閉鎖 本社移転	損 失 損 失	14	
長期前払費用臨		12	
関係会社整		1	
	型 項 桑 入 額	4	
前期損益修		5	56
	吨 損 失		△68
法人税、住民税及过		5	
	損失		△74
			•

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から) 平成22年3月31日まで)

		·	·	株 主	資 本	·		
		貨	資本剰余3	金	利益乗	引余金		Ltl. 2.
項目	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式	株主 資本 合計
平成21年3月31日残高	11,903	1,611		1,611	△12,833	△12,833	△4	677
事業年度中の変動額								
新株の発行	221	221		221				442
資本金からその他 資本剰余金へ振替	△11,221		11,221	11,221				-
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		△1,611	1,611	_				_
その他資本剰余金の取り 崩しによる欠損填補			△12,833	△12,833	12,833	12,833		_
当期純損失					△74	△74		△74
自己株式の取得							△0	$\triangle 0$
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△10,999	△1,390	_	△1,390	12,758	12,758	△0	368
平成22年3月31日残高	903	221	_	221	△74	△74	△4	1,046

項目	新 株 予約権	純資産 合計
平成21年3月31日残高	5	683
事業年度中の変動額		
新株の発行		442
資本金からその他 資本剰余金へ振替		-
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		-
その他資本剰余金の取り 崩しによる欠損填補		_
当期純損失		△74
自己株式の取得		$\triangle 0$
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	△5	△5
事業年度中の変動額合計	△5	362
平成22年3月31日残高		1,046

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 重要な会計方針に係る注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく宗額法を採用しております。

リース 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸 倒 引 当 金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、 同収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金……販売済商品及び製品の期末日後の返品による損失に備えるため、期末以前2ヵ 月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。
 - ③ 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を 計上しております。

(追加情報)

当社は、当期の業績等に鑑み、当下半期(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)を対象期間とする従業員に対する賞与を支給しないことを決定し、従業員より合意を得ました。その結果、計上すべき賞与引当金はありません。

- ④ ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用 発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

表示方法の変更

(指益計算書)

従来、売上原価に含めて表示しておりました「返品調整引当金戻入額」及び「返品調整引当金繰入額」を区分掲記しました。なお、前事業年度の売上原価に含まれる「返品調整引当金戻入額」は40百万円、「返品調整引当金繰入額」は9百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形	3百万円
売掛金	542百万円
棚卸資産	661百万円
合計	1,206百万円

担保に係る債務

短期借入金 112百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 246百万円

3. 保証債務等

受取手形割引高 30百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務 0百万円

5. 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・債務 短期金銭債務 42百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

その他の営業取引高

1百万円

2. 前期損益修正損の内容は、過年度における当社売掛金と得意先の買掛金とに差異が生じたものについて、交渉の結果、当社が負担することとなった額であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	78,944	1,306	_	80,250

⁽注) 自己株式の株式数の増加1,306株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (平成22年3月31日)

繰延税金資産

返品調整引当金図 2百万円 貸倒引当金 **X**12 繰越欠指金 5.670 その他 3 繰延税金資産小計 5.789 評価性引当額 5.789 繰延税金資産合計 $- \boxtimes$ 繰延税金資産の純額 $- \square$

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の 原因となった主要な科目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失のため記載を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

重要性がないため記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)キムラタン リテール	所有 直接 100%	役務の受入	業務委託取引	1	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、当社が提示する価格を基礎として、交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 2 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	浅川岳彦	被所有 直接 0.0%	当社 代表取締役	資金の借入	_	株主、役員又は 従業員からの1 年内返済予定の 長期借入金	20
役員	木村裕輔	被所有 直接 0.0%	当社取締役	資金の借入	_	株主、役員又は 従業員からの1 年内返済予定の 長期借入金	9

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入れの条件は無利息・無担保であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.32円

1株当たり当期純損失(△) △ 0.11円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月15日

株式会社キムラタン 取締役会御中

神明監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 キムラタンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事 業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。こ の計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人 の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を 表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の 方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と 意思疎诵を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職 務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な 決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の 状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款 に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正 を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1 項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を 監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社施行規則 第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取 締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討 を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意 思疎涌及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を 受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び その附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施 しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款 に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると 認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の 執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます
 - (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

平成22年5月18日

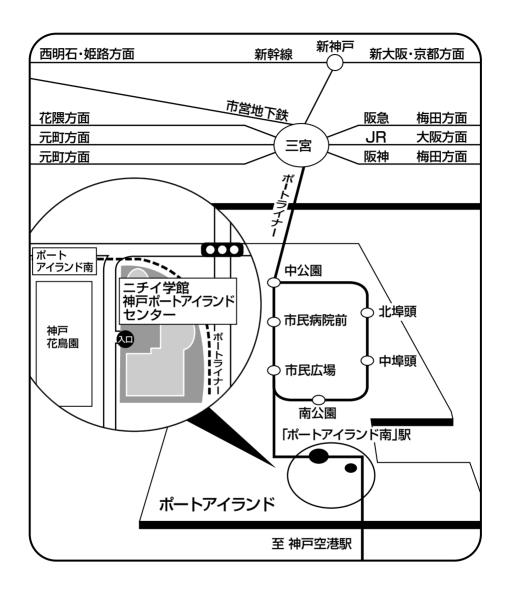
株式会社キムラタン 監査役会

監査役(常勤) 松本 一成 印

監査役(社外監査役) 林 邦雄 印

監査役(社外監査役) 軸丸 欣哉 印

株主総会会場ご案内図



・交通のご案内

ポートライナー神戸空港行にご乗車いただき「ポートアイランド南駅」下車 東へ徒歩2分 株式会社 キムラタン